

4生福第3143号  
令和4年9月29日

高齢者施設・事業所等管理者様

福島県保健福祉部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る全数届出の見直しに伴う  
感染拡大防止について(通知)

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、皆様の格段の御理解と御尽力をいただき、心より感謝を申し上げます。

さて、このことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)施行規則が改正され、発生届の全数届出が9月26日から全国一律で見直されており、県では、別添の令和4年9月22日付4健第6955号「新型コロナウイルス感染症に係る全数届出の見直しについて(通知)」により、本県の対応についてお知らせしております。

つきましては、皆様の施設におかれまして、特に下記について御確認の上、引き続き、感染拡大の防止に御協力をいただきますようお願いいたします。

記

**1 特にお願いしたい高齢者施設等における感染者の迅速な報告について**

全数届出の見直し後は、クラスターが発生した際に発生届の対象とならない方が一定数発生することにより、従前よりもクラスターの発生把握が困難となることが想定されます。

これまで、積極的疫学調査と濃厚接触者の特定により施設内の感染拡大を抑える効果が期待できるため、高齢者施設等のハイリスク施設<sup>※</sup>については、従事者や入所者の別を問わず、感染者が1名以上発生した場合に、管轄保健所への報告に基づき、感染発生初期から積極的に調査を実施する取扱いをお示ししており、見直し後も、引き続き、この取扱いを徹底し感染拡大防止を図ることとします。

※ハイリスク施設

ハイリスク者が多く入所する高齢者・障がい者施設や医療機関等。

高齢者施設については、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所となります。

また、ハイリスク施設以外の通所介護事業所や訪問介護事業所等についても同一事業所内で5名以上の陽性者(職員であるか、利用者であるかを問わない)が確認された場合には、管轄保健所へ連絡するようお願いいたします。(5名未満であっても感染対策の相談がある場合などは、管轄保健所にご連絡ください。)

※なお、管轄保健所等から別段の指示等がある場合は、そちらに従ってください。

## 2 今回の見直しの趣旨について

### (1) 概要

国の方針により、高齢者等重症化リスクの高い方を守ることを目的に、感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象が重点化されます。

これにより、医療提供体制を維持しつつ、療養者が安心して自宅療養できる環境の整備を図ってまいります。

### (2) 療養の考え方について

高齢者や基礎疾患を有する方については、医師の判断で発生届の対象となることも考えられることから、これらの方は医療機関（かかりつけ医、診療・検査医療機関等）の受診を基本とします。

職員の方など軽症かつ重症化リスクが低い方は、抗原定性検査キットによる自己検査等（※1）の実施や福島県陽性者登録センター（※2）の活用が可能な体制を継続し、療養中は福島県フォローアップセンターによる体調悪化時等の相談体制をとってまいります。

※1：抗原定性検査キットによる自己検査等

抗原定性検査キットの市場流通（OTC化）が開始されたほか、重症化リスクが低い有症状者や濃厚接触者を対象に福島県検査キット配布センターから抗原検査キットの配布が可能であること、感染の不安を感じる無症状者を対象に薬局等での無料検査が可能であることなど、医療機関を受診せず検査できる機会が設けられています。

※2：福島県陽性者登録センター

重症化リスクの高い方が適切に受診できる体制を確保するため、自身で実施した抗原定性検査キット等の検査結果が陽性であった方のうち、症状が軽く医療機関の受診を必要としないと判断できる方を対象に、オンライン申請により、医師が診断して陽性者の登録を行います。

なお、同センターでは薬の処方はいりません。

## 3 運用開始日について

令和4年9月26日（月）から

## 4 職員の方など発生届出対象外の陽性者への対応について

### (1) 療養の案内方法

発生届の有無にかかわらず、コロナと診断された方については、感染症法第44条の3に従い、療養期間中の外出自粛（自宅療養）をお願いすることになります。医療機関受診時に陽性者に配布するチラシや、福島県陽性者登録センターで登録時に送られるメールのほか、県ホームページなどでも、症状悪化時の相談や療養時の支援体制、療養期間中の過ごし方などを確認いただける体制をとることとします。

### (2) 体調悪化時の連絡先

福島県フォローアップセンター（0120-897-089）において、発生届の有無に関わらず24時間体制で健康相談等に対応できる体制をとります。

なお、直接受診や処方の対応はできません。かかりつけ医や診療・検査医療機関をご案内することとなります。

### (3) 療養証明書の発行

発生届対象となる方については、HER-SYS 登録が行われ、My HER-SYS の療養証明書の活用が可能ですが、発生届対象外の患者については、今後、My HER-SYS や紙の療養証明書の発行は行いません。

また、企業や学校への復帰する目的においても、療養証明書を発行することはありません。

### (4) 療養期間等について

発生届出の有無に関わらず、陽性者に対しては療養解除基準が適用され、法律に基づく外出自粛が求められます。また、その濃厚接触者に対しても待機期間が適用されますのでご留意願います。

※発生届出の対象

① 65歳以上の者

② 入院を要する者

③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者、又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

④ 妊婦